

通所サービス契約書

事業者： エイシオンケア株式会社

利用者_____（以下「利用者」という）と事業者 エイシオンケア株式会社（以下「事業者」という）とは、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業に関して次のとおり契約を結びます。

第1条（サービスの目的及び内容）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所介護（以下通所介護）または指介護予防・日常生活支援総合事業（以下総合事業）による通所サービスを提供します。
- 2 サービス内容の詳細は、重要事項説明書に記載のとおりです。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、_____年___月___日から次のいずれかの事由が発生した場合までとします。

- 一 第5条の規定により事業者から解除の意思表示がなされたとき
- 二 第6条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき
- 三 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 四 次の理由により利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - (一) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したこと
 - (二) 利用者が要支援認定を受けられなかった場合及び総合事業対象者として認められなかった場合
 - (三) 利用者が死亡したこと

第3条（個別サービス計画等）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）・介護予防サービス・支援計画に沿って、通所介護においては「通所介護計画」、総合事業においては「第一号通所サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。「通所介護計画」・「第一号通所サービス計画」を作成した場合は、利用者及びその家族等に説明のうえ提出します。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）・介護予防サービス・支援計画の範囲内で可能なときは、速やかに「通所介護計画」・「第一号通所サービス計画」の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）・介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、所定の「サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載して前項の「サービス提供記録書」等の記録を作成して、利用者に説明のうえ提出します。
- 3 事業者は、「サービス提供記録書」等の記録を作成した後2年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第5条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。
なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
また、要介護認定の更新や区分変更が長引く等で、当事業所の対応する介護保険サービスの範囲外でサービスを提供させていただいた場合、更新前の介護度での利用者自己負担額と昼食費等の自費を請求させていただきます。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合に

は、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

3 前項の催告をしたときは、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）・介護予防サービス・支援計画を作成した居宅介護支援事業者等と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画（ケアプラン）・介護予防サービス・支援計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

4 事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解除することができます。

第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第7条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）・介護予防サービス・支援計画を作成した居宅介護支援事業者等にその旨を連絡します。

第8条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第9条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の介護報酬請求業務を（総合事業を含む）代行して行う株式会社いでしたは、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、以下の条件の下必要最小限の範囲内で個人情報を利用できるものとします。

(1) 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画（ケアプラン）・介護予防サービス・支援計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合。

(2) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(3) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

第10条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第11条（契約外条項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法その他諸法令に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

第12条（事故発生時の対応）

- 1 事業者は、利用者に対する通所サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、該当利用者の家族、該当利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。
- 3 事業者は、利用者に対して指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこないます。
- 4 利用者の要望、都合により事業者が送迎を行わない場合については、事業所外での交通事故等事故が発生した場合、事業者はその責任を一切負わないものとします。

第13条（契約の無催告解除）

- 1 事業者は、反社会的勢力による被害を防止するため、契約時若しくは契約後、利用者又は利用者の親族が、暴力団関係者もしくはこれに準ずるものと社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合、契約を無催告解除することができるものとします
- 2 第1項に該当した場合、事業者に対し一切異議申し立てはしないものとします

上記のとおり、通所サービスの契約を締結し必要最小限の範囲内での個人情報の使用に同意します。

年 月 日

(利用者) 住所 _____
氏名 _____ 印 _____
電話番号 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____
氏名 _____ 印 _____
続柄 ()

第9条に基づく個人情報の使用について同意します。

(家族代表者)

住所 _____
氏名 _____ 印 _____
電話番号 _____
続柄 ()

(事業者) 所在地 東京都青梅市木野下二丁目227番地の1
事業者名 エイシオンケア株式会社
事業所名 デイサービス 花・花
代表者名 谷上 圭一